

【宿泊施設向け】観光誘客チャレンジ補助金 公募要領

1. 補助金の主旨および目的

武雄市への誘客拡大やエリアの賑わい創出、宿泊体験価値の向上を目的とした、事業者の新たなチャレンジや観光資源の磨き上げに取り組むソフト事業に対して、予算の範囲内で支援を行います。

2. 対象となる条件

本補助金は、地域の一体的な活性化を図るため、市内2者以上の宿泊事業者と1者以上の市内立ち寄り施設を営む事業者を核とした計3者以上による連携事業が支援対象です。また、対象となる事業者は以下の要件を満たす事業者に限ります。

- 武雄市内に本店若しくは主たる営業所を置く法人又は個人事業者のうち、2者以上の宿泊事業者（旅館業法に定める旅館・ホテル営業、簡易宿所営業を営む者）及び1者以上の立ち寄り施設を営む事業者が共同して実施する事業であること。
- 納税義務者においては市税等の滞納がないこと。
- 各事業活動において法令等に基づき必要となる各種許認可、登録、資格、免許等を有していること。
- 代表者や役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律および佐賀県暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

※1団体につき最大1事業に対して補助を行います。また、すでに採択された団体の構成事業者が参画する事業は申請の対象外とします。

3. 対象事業

武雄市の伝統工芸や農産物等の地域資源を磨き上げ、宿泊客の体験価値を高めてオフシーズンの誘客拡大等に繋げるソフト事業を募集。事業内容は、以下のいずれかに該当するものに限ります。

① 活動支援事業（イベント・企画等）

例）武雄温泉の歴史的景観や伝統工芸、地域独自のストーリーを活かした体験型イベント、宿泊事業者間の連携による合同の地域周遊ツアー、エリアのプロモーション動画制作等の企画実施。

② ブランド化事業（食・特産品・サービス等）

例）陶芸をはじめとした伝統工芸や農産物等を活用したオリジナル「食・土産品・特産品」の共同開発、宿泊者向けの新しい付加価値サービスの創出及び地域サービスのパッケージ・ブランド化。

4. 補助率・補助限度額および補助期間

予算には限りがあるため、事業の実施を決定する前に必ず観光課までご相談ください。

・補助率及び限度額

補助の対象となる経費のうち、1/2 の補助を行います。

※上限 500,000 円、1,000 円未満の端数は切り捨て

・補助期間（事業期間）

交付決定通知書記載の日付 ～ 令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

※交付決定日より前に発生した支出は補助対象外となります。

また、武雄市の他制度ほか、国または他の地方公共団体、民間団体等の補助金等との併用はできません。

5. 助成対象となる経費

補助金が充てられる経費（対象経費）は、申請事業の遂行に直接不可欠なものに限られます。具体的な科目とその例は以下の表のとおりです。

対象経費区分	具体的な支出例・対象範囲
会場借上費	イベントの実施会場や会議室などの施設を借り上げるための費用
会場設営費	会場のブースや看板の設置、舞台設備等の設営・撤去に直接必要となる経費
消耗品費	事業実施に必要な資材、開発用原材料などの購入費
試作・開発費	新規商品や新規ノベルティ等の試作に係る費用
広告宣伝費	ポスター・チラシの制作費、Web 広告、メディア掲載などの広報・宣伝経費
印刷費	チラシ・ポスター、パンフレット等の印刷製本、資料コピー費用
委託費	自社のみでは実施できない特定の業務（デザイン、調査等）を外部へ委託する経費
その他	その他事業の遂行上、特に認められる費用 ※事前にヒアリングのうえ判断いたします。

※注意：上記に該当する科目であっても、観光誘客の増加やにぎわいの創出に直接関与しないと判断される経費は補助対象外となる場合があります。対象となるかの判断は事前ヒアリングを基に行います。

6. 応募から事業実施、お支払いまでのプロセス

1. 事前ヒアリング・相談（必須）

申請前に観光課へ事業計画をご相談ください。対象事業および経費に適合するか、事前すり合わせを行います。

2. 申請書の提出（令和 8 年 12 月 14 日（月）必着）

必要書類（下記参照）を準備し、武雄市営業部観光課へ提出してください。

3. 審査・交付決定

提出された書類を基に審査を行い、補助金交付決定通知書を発送します。

4. 事業の実施（交付決定後 ～ 令和 9 年 3 月 31 日まで）

必ず「交付決定」を受けてから事業に着手してください。また、実施中の様子がわかる写真や領収書は全て保管してください。

5. 実績報告の提出（事業完了後）

事業完了後、速やかに「実績報告書」「事業写真」「領収書等の証拠書類」を提出してください。

6. 額の確定およびお支払い

提出物の確認・検査を経て交付額が確定します。代表事業者による「交付請求書」の提出後、原則 30 日以内に補助金をお支払い（お振込み）いたします。

7. 提出書類および窓口・問い合わせ先

提出書類一覧

以下の書類を揃えて受付窓口までご提出ください。

※書類提出の前に必ず一度ご相談ください。

- **【申請時に必要な書類】**
 - ・補助金等交付申請書（様式第 1 号）
 - ・【宿泊施設向け】武雄市観光誘客チャレンジ補助金事業参画合意書兼委任状
 - ・事業計画書（様式任意・事業の具体的な目的・体制を記載）
 - ・収支予算書（様式任意・経費の内訳を記載）
 - ・誓約書（暴力団等排除に関する誓約）
 - ・事業実施に係る見積書（各経費につき原則 2 社以上）
- **【実績報告時（事業完了後）に必要な書類】**
 - ・実績報告書（様式第 3 号）
 - ・補助金交付請求書（様式第 5 号）
 - ・事業実施中の様子や成果が確認できる写真
 - ・対象経費の全額分の領収書の写し（支払いを証する書類）

受付窓口・お問合せ先

武雄市営業部観光課 政策係（対応時間：平日 8:30 ～ 17:15）

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

TEL：0954(23)9237 / FAX：0954(23)3816

E-mail：kankou@city.takeo.lg.jp

※詳細の確認および各種様式のダウンロードは、武雄市ポータルサイトから可能